

日の出町監査公表第 1 号

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和8年2月27日

日の出町代表監査委員 山崎哲亨

財政援助団体等監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく監査

2 監査を実施した監査委員

日の出町監査委員 山 崎 哲 亨

日の出町監査委員 平 野 隆 史

3 監査の目的

別紙1 日の出町財政援助団体等の監査実施要領による。

4 監査の対象

令和6年度財政援助団体等に対する財政援助に係る出納、その他事務の執行状況について

5 監査の方法

監査対象事業について、令和6年度の補助金等の事業を抽出し、その中から3つの補助金等、3つの指定管理者について、提出された資料に基づき、課長・係長・担当職員等から説明を聴取し書類審査を実施した。

6 監査の実施日・実施場所

実施日 令和8年2月16日（月）

会 場 日の出町役場 3階 第3会議室

7 監査対象事業

別紙2 財政援助団体等監査対象事業一覧による。

8 監査の結果

監査を実施した対象事業については、所期の目的に沿って概ね適正に執行されているものと認められた。

補助金については、補助金等の交付に関する要綱等に基づき、補助金等の交付申請書・事業計画書・収支予算書・補助事業実績報告書と関係書類を審査した結果、概ね申請内容のとおり事業が実施されていることを確認した。所管課においては、今後も引き続き、補助事業の目的内容が公益性を有し、効果等に繋がるか、常に検証を行い、最小の経費で最大の効果を上げられるよう努められたい。

また、公の施設については、目的及び公益上の必要性の審査に際して、地方自治法第244条第1項で「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」であることが規定され、第244条の2第3項により、設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者に当該施設の管理を行わせることができるとされている。

当町では平成18年度より公の施設の指定管理を行っており、指定管理業務の状況の把握と指定管理者に対する指導監督を適切に行うことにより、概ね適正に執行されていることを確認した。所管課においては、今後も引き続き、管理業務の状況把握と積極的な関与、指導監督を十分に行うよう要望する。

町では、実効性が高く持続可能な行財サービスの構築に向け、事務事業全般にわたって見直しを図るべく、日の出町行政改革（その5）を策定し、社会情勢の変化に柔軟に対応すべく行政改革を進めており、補助金等の交付及び公の施設の運営についても常に検証を行いながら、町民の視点に立ち適正な執行がされるよう要望する。各事業の指摘、質疑、意見等は以下のとおりである。

全般的事項

今年度についても、過去3か年の事業概要・決算状況等の比較資料が提出されていることにより、監査対象事業の金額及び内容等の増減が明確化されて、各施設及び各団体の経営状況を監査することができた。

今後も、町が指定管理者に指定している団体や補助金等を交付している団体について、改善できる点は積極的に取り組んでいただき、今まで以上に事業が目的に沿って適正かつ効率的、効果的に行われるよう努力願いたい。

補助金等

(1) 日の出町サービス総合センター株式会社事務費交付金

指摘事項なし

質問) 人件費の補填の対象社員は。

回答) 町の職員派遣分となる。

質問) 人数は2人か。

回答) 令和6年度は2人。5年度はコロナ禍が明け、立て直しの必要があったため4名(管理職2名(うち温泉支配人1名)。基本3名(調理員1名・庶務2名)。

職員に関しては、自治法上の退職派遣となる。

補助内訳(給与・労務費等)は職員時から下げない。社会保険等の事業者負担分も含まれる。

質問) 温泉で支配人の専従と本社総務課長を兼任させて困ったことはあるか。

回答) 支配人と本社課長の兼任で忙しさはあるが、2人在籍時にそれぞれの業務形態は出来上がっていたので、兼務して差し支えない。

質問) 東京メンマ新規開発に町は絡んでいるか。農業と関連しているのでJAあきがわと提携してもよいかもしれない。

回答) 肝要の里で加工して、農業担い手の会で企画している。

質問) 電話交換業務について、電話交換の古い設備を維持する必要はなく、ダイヤルインもあることから、縮小していく方向に持っていったらどうか。

回答) 代表電話(日に100件)と各課ダイヤルインがあるが、各課ダイヤルインに移行していく予定。

質問) コロナ禍では、温泉支配人との会議はリモートと聞いていた。日々の売り上げの報告頻度は。

つつる温泉について来館者のニーズ調査をしたほうがいい。どのようなサービスが足りていないのか把握することができるかもしれない。先日、従業員にバスの発車時刻を尋ねたら答えられなかった。そういった小さい心遣いから売り上げを伸ばすことができる。従業員の人事評価もしっかりとしていく必要がある。

また、人件費を季節・曜日で流動的にすることも可能ではないか。

回答) 定期的に社長に報告している。熊騒動から売り上げが減ったと聞いている。社長への売り上げの報告頻度は把握していないが、定期的に行っている。いかに客を平日に入れるかの対策は行っている。産業観光課で細かいところを把握しているので情報共有をしておく。

質問) 副町長は社長を兼務するのは厳しい。民間に施設貸し出しできるように、国・都に補助金の用途変更をしてもよいのではないか。

回答) 肝要の里の在り方を町として検討していく。

(2) 路線バス運行補助金

指摘事項なし

質問) 地域の公共交通機関の維持について国・都のサポートはあるのか。

回答) 国・都は「今後検討するべき。」となっている。現在サポートはない。行政間をまたぐ場合には補助がある。

質問) 機関車バスから一般バスに切り替えて補助金への影響はあるか。

利用者が伸びなければ補助金は上がるという認識でよいか。

回答) 機関車バスは安全面に欠けている。今までかかっていた機関車バスの維持費はかからなくなった。五日市駅から青梅駅まで機関車バスが走ればよかったが。

バス会社は利用者が減ると廃線していく意向がある。利用者が減った場合、町としては補助金を上げていくことになる。コロナ禍が明けてから6000人の増となったが、7年度は熊の影響で冷え込んでいる。

質問) 温泉未利用の方の利用が多い気がする。「生活の足」になっている。

回答) 特になし。

質問) 西東京バスは自分で青梅に行く路線を伸ばした。週末に増便している。人が足りない言い訳にはならない。通学の足にもなっている。バス停まで行けない人もいる。乗り合いタクシー・デマンドタクシーに変えていく方法もある。町内の交通システムの見直しが必要と考える。柔軟に対応してほしい。

回答) 特になし。

(3) 多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金

指摘事項なし

質問) うつぶせ寝等の事故もある。先生のフォローアップなど研修はあるのか。

子育てをしたことのない先生の研修はあるのか。

回答) 大久野保育園→3名でのシフト。

日の出幼稚園→2名。

保育士は各施設で研修を受けている。保育士経験あり。

うつぶせ寝に関しては、誤睡(ごすい)を検知するマットを使用している。

日々多くの目で危険がないように確認している。

質問) 補助金の不正受給等の確認はどうしているか。

保育園の園長は専任でなければならないが確認はしているか。

既定の保育士の人数とこの事業の保育士の人数を分けて考えてほしい。

回答) 実績報告の際に、月ごとの人数や日数が補助要綱に合致しているか確認している。園長については今回の補助事業は大久野保育園としての一事業として行っているので、兼務していても問題はない。

(4) 原油・物価高騰対応事業者支援金

指摘事項なし

質問) 当事業の周知について。

補助対象となる30%はどのように決めたのか。上限いっぱい申請はどのくらいの割合か

回答) 日の出町の規模でいただいている交付金の中の一つの事業。総額を超えると町の持ち出しが出る。

国からの確定が12月になる。交付から事業の実施が短いため広報時期は短い。30%は持ち出しを出さない範囲と近隣との調整で決定。上限いっぱい申請は61社。

質問) 商工会への事務委託を行っているのか。申請をペーパーレスにシフトすれば事務量など経費の削減になるのでは。事務効率を上げて進めてほしい。

回答) 徐々に考えていく。

質問) つるつる温泉は補助を受けているか。

補助金を受けて、その補助金について適正に使用したかというチェックはどうしているのか。事業者だけでなく個人も大変という声がある。

回答) 受けている。

商工会で第一チェック。その後、担当課で振り込み時にチェックしている。

質問) 国・都の政策が決まり補助が出る。わかりやすく広報してほしい。商工会への加入・未加入で差をつけることなく「均等に」に進めていただきたい。

回答) 特になし

(5) 大久野老人福祉センター指定管理委託料

指摘事項なし

質問) 大久野福祉センターのお風呂は温泉か。

回答) 大久野は水道水を沸かしてる。

質問) 委託料の積算方法は。

回答) 社会福祉協議会から要望を受け精査し協議している。年3・4回協議を行い決算値に近づけている。利用者から使用料を雑所得として徴収している。

質問) 各福祉施設で税理士事務所へ委託しているのか。

回答) 4施設でそれぞれ委託している。

質問) 世間一般的なイレギュラーな支出の対応は。

回答) 事前に一報もらい、その都度協議している。

質問) 町外の利用者が増え、町内の方が利用しにくいと聞いたことがあるが。

回答) 部屋の利用を町内利用者のみの利用に限定させていただいた。入浴は町外も利用できる。現在は町内の方が利用しにくいとの声は聴かない。

質問) 施設の人員配置は補助金の要綱に入っているのか。委託している側の責任として、適正な人数をチェックした方がいい。

回答) 必要人数は各施設からの要望を上げてもらっている。

質問) 施設修繕計画は。

回答) 公共設備の計画は立てており、30万を超えない修繕は指定管理者の判断で町に協議の上、実施できることになっている。

質問) 大久野老人福祉センターも温泉水を使ってほしい。

回答) 特になし

質問) 今後も社会福祉協議会へ委託となるのか。

回答) 令和10年度まで社会福祉協議会に委託。その後は今後検討していく。

以上

日の出町財政援助団体等の監査実施要領

平成29年4月1日
日の出町監査委員

財政援助団体等の監査については、町が財政的援助を行っている補助金交付団体、出資団体、公の施設の指定管理者等に対し、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、併せて、所管の当該団体に対する指導監督が適切に行われているかについても留意し、原則として前年度の事業執行を対象として、実施するものとする。

なお、監査対象団体の選定基準等は、次のとおりとする。

1 出資団体監査

町が出資や出えんを行っている団体で、地方自治法施行令第140条の7の規定による出資比率が25パーセント以上の団体のうち、監査委員が必要と認めた団体について、その事業が出資や出えんの目的に沿って適正に運営されているか、会計経理等が適正に行われているかという観点とともに、事業運営が効率的に行われているかという観点からも実施する。

2 財政援助団体監査

町が補助金等を交付している団体について、その事業が補助金等の目的に沿って適正で、効率的、効果的に行われているかを主眼として監査を実施するものとし、その対象は、監査対象期間内に、100万円以上の財政援助を受けた団体のうち、財政援助の金額及び内容、各団体の経営状況等を勘案し、監査委員が必要と認めた団体とする。

3 公の施設の指定管理者監査

指定管理者における管理業務委託に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、管理業務委託が当該公の施設の設置目的を効果的に達成しているかについて、監査委員が必要と認めた指定管理者を対象に監査を実施する。

令和7年度 財政援助団体等監査対象事業一覧 (監査対象年度 令和6年度)

別紙2

実施日 令和8年 2月16日 (月)

● 補助金等

単位：円

番号	監査対象補助金等	補助額	担当課	監査予定時間
1 (1)	日の出町サービス総合センター株式会社事務費交付金	19,605,739	企画財政課	午前10:15～午前10:45
2 (2)	路線バス運行補助金	13,151,217	生活安全安心課	午前11:00～午前11:30
3 (3)	多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金	18,558,000	福祉課	午前11:30～正午
4 (4)	原油・物価高騰対応事業者支援金	35,983,000	産業観光課	午後1:15～午後1:45

● 指定管理者

単位：円

番号	監査対象施設名	指定管理者名	委託料	担当課	監査予定時間
1 (5)	大久野老人福祉センター指定管理委託料	日の出町社会福祉協議会	17,412,000	いきいき健康課	午後1:45～午後2:15

※番号欄の()内の数値は、監査当日の順番及び資料番号です。